

様式第四十九号（第五十九条関係）

白紙
厚紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

写真	家畜防疫官証票	交付番号 第号
生氏官	農林水印	年月日
年月日名職	産大臣印	

裏

家畜伝染病予防法（抄）
第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物
又は輸入されるその他の物であつて監視伝染病の
病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれ
があるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に
先だつて検査を行うことができる。

犬等の輸出入検疫規則（抄）

第八条 家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入
される犬等について、搭載船舶内又は飛行場内
(搭載航空機内を含む。次項において同じ。)で、
検疫を行うことができる。

2 家畜防疫官は、輸入される犬等の検疫のため必
要と認めるときは、外国から到着した犬等(輸入必
されるものを除く。)又は外國から到着した犬等の
死体について、搭載船舶内又は飛行場内で、そ
の犬等又はその犬等の死体について検査を行うこと
ができる。

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物
の輸入に関する規則（抄）

第六条 家畜防疫官は、法第五十五条第四項の規定
により、輸入される指定動物又は輸入されるそ
他の物であつて同条第一項に定める感染症の病原
体により汚染し、又は汚染しているおそれがある
ものにつき、船舶又は航空機内で検査を行うこと
ができる。

厚紙白紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

—

			交付番号 第	年	月	日
写 真			家畜防疫員証票	都道府 県の印		
	職 氏 名	生 年 月 日				

裏

紙白一メートル
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

三

写 真	交付番号 第 交 付 年 月 日	農林水 産大臣 印
生 氏 官 年 月 日 名 職	家畜伝染病予防法第四十八条 の規定により指定された家畜 防疫官証票	農林水 産大臣 印

裏

家畜伝染病予防法（抄）

第四十七条 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病的発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第六条第一項、第九条、第十七条、第十七条の二、第五項若しくは第六項、第二十六条第一項、第三項若しくは第五項、第二十八条の二第一項、第三十三条、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条若しくは第三十四条の規定による措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六条第三項の規定による措置を実施させるべき旨を指示することができる。

第四十八条 農林水産大臣は、前条の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫員の行なうべき職權を行なわせることができる。

紙
白
厚
縦54ミリ
横86ミリ
一
メートル
一
メートル

交付番号 第 号	交 付 年 月 日
家畜伝染病予防法第四十八条の二第二項の規定により派遣された家畜防疫員証票	
都道府 県の印	
職 氏 名	生 年 月 日
写 真	

裏

家畜伝染病予防法（抄）

第四十八条の二 都道府県知事は、家畜の伝染性疾病を予防するため緊急の必要があるときは、他の都道府県知事に対し、家畜防疫員の派遣を要請することができる。この場合において、家畜防疫員の派遣を要請された都道府県知事は、正当な理由がない限り、その派遣を拒んではならない。

- 2 前項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員は、その派遣を要請した都道府県知事の指示を受け、当該都道府県の家畜防疫員の行なうべき職権を行なうことができる。